

## 社会福祉法人ジェイエイみえ会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ジェイエイみえ会（以下「当法人」という）定款第8条および定款第21条の規定等に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、並びに評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という）の報酬について定めるものとする。

### (報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務実態に応じて、次の通り報酬等を支給する。  
(1) 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

### (役員等の報酬算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は次の各号による報酬区分に応じて定めるものとする  
(1) 報酬については、別表第1に定める。  
(2) 旅費については旅費規程に基づき支給する。  
(3) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員等の報酬は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度支給する。  
2 報酬等は法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

### (公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 27 日より施行する。

平成 29 年定時評議員会日※

別表 1 (役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	3, 0 0 0

源泉所得税控除後の金額とする。

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	3, 0 0 0 円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	2, 0 0 0 円

源泉所得税控除後の金額とする。

(3) 監事

	日 額
理事会等会議への出席	3, 0 0 0 円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	2, 0 0 0 円

源泉所得税控除後の金額とする。

(4) 評議員選任・解任委員会委員

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	3, 0 0 0 円

源泉所得税控除後の金額とする。